

法務委員会議録 第十三号

平成八年六月七日(金曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 加藤 卓二君

理事 太田 誠一君

理事 志賀 節君

理事 山田 正彦君

理事 細川 律夫君

理事 奥野 誠亮君

川崎 二郎君

白川 勝彦君

萩山 教嚴君

横内 正明君

加藤 六月君

左藤 恵君

佐々木秀典君

正森 成二君

出席國務大臣

法務大臣 長尾 立子君

出席政府委員

法務政務次官 河村 建夫君

法務大臣官房長 頃安 健司君

法務大臣官房審議官 山崎 潮君

法務大臣官房司 永井 紀昭君

法制調査部長 濱崎 恭生君

法務省民事局長 濱崎 恭生君

委員外の出席者

最高裁判所事務総局民事局長 石垣 君雄君

法務委員会調査室長 河田 勝夫君

委員の異動
六月七日

辞任
塩川正十郎君

補欠選任
川崎 二郎君

第一類第三号

法務委員会議録第十三号

平成八年六月七日

同日
浜野 剛君 金子 一義君
熊谷 弘君 富田 茂之君
金子 一義君 浜野 剛君
川崎 二郎君 塩川正十郎君
富田 茂之君 熊谷 弘君

辞任

補欠選任

本日の会議に付した案件
民事訴訟法案(内閣提出第八四号)

民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第九三三号)

○加藤委員長 これより会議を開きます。
お諮りいたします。

本日、最高裁判所石垣民事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○加藤委員長 内閣提出、民事訴訟法案及び民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、両案に対し、太田誠一君外二名から、また、民事訴訟法案に対し、山田英介君及び正森成二君から、それぞれ修正案が提出されており、提出者から順次趣旨の説明を求めます。細川律夫君。

民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○細川(律)委員 私は、提出者を代表して、自由民主党、社会民主党・護憲連合及び新党さきがけ共同提案に係る修正案について御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付したとおりでありますので、案文の朗読は省略いたします。

まず、民事訴訟法案に対する修正案について御説明をいたします。

原案は「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出について当該監督官庁が承認をしないものは文書提出義務がなく、当該監督官庁の承認は、「公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない。」こととなっており、その判断は行政の裁量にゆだねられ、司法審査が及ばないこととなっているのであります。さらに、情報公開に対する国民の要請及び裁判所の審理促進に不可欠な証拠文書の拡大という本法案の趣旨を踏まえ、情報公開制度に関して行われている検討と並行して、総合的な検討を加える必要があります。

そこで、本修正案は、文書提出命令に関する規定について、法案第二百二十条第四号を削除し、同号柱書の「文書」を「文書(公務員又は公務員であった者がその職務に関し保管し、又は所持する文書を除く。)」に改めた上、法案第二百二十二条を削除することとし、これに伴い、所要の規定の整備を行うこととするとともに、附則において、法案第二百二十条第四号に規定する公務員又は公務員であった者がその職務に関し保管し、又は所持する文書を対象とする文書提出命令の制度については、行政機関の保有する情報を公開す

るための制度に関して行われている検討と並行して、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」こととし、その措置は、本法律の公布後二年を目途として、講ずるものとするのであります。

次に、民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案については、民事訴訟法案の修正に伴い所要の規定の整備を行うこととするものであります。

以上が、両修正案の趣旨であります。何とぞ両修正案に御賛同くださいますようお願いをいたします。(拍手)

○加藤委員長 山田英介君。

民事訴訟法案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○山田(英)委員 ただいま議題となりました修正案について、新進党を代表して、その趣旨を御説明いたします。

修正案はお手元に配付したとおりでありますので、案文の朗読は省略いたします。

原案は「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出について当該監督官庁が承認をしないものは文書提出義務を免除しており、当該監督官庁の承認は、「公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない。」こととなっており、その判断は行政官庁にゆだねられ、裁判所は行えないこととなっております。

しかし、公務秘密文書の秘密該当性の判断は、行政官庁にゆだねるべきではなく、裁判所が行うべきであり、また、裁判所の判断に資するため、原則として、公文書もインカメラ手続の対象とすべきものであります。

そこで、本修正案は、文書提出命令に関する規定について、法案第二百二十条第四号ロを「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益に重大な支障を及ぼすこととなるもの」に改めることにより、文書提出義務を免除する要件を厳格化しております。

また、法案第二百二十二条を削除し、公務員の職務上の秘密に関する文書について第二百二十条第四号の文書であることを提出義務の原因とする文書提出命令の申し立てがあつた場合、裁判所が、当該監督官庁に対し、当該文書の提出に応じることがどうかについての意見を求めることができ、この場合、当該監督官庁が当該文書の提出に応じないときは、その理由を説明しなければならぬこととしております。

そして、裁判所は、疎明を理由がないと認めるときは、当該監督官庁に対し、当該文書の提出が公共の利益に重大な支障を及ぼす旨の声明を要求することができるとし、声明があつた場合は、当該文書は、第二百二十条第四号ロに該当するものとみなして提出を求めないとする厳格な手続を設けて、司法と行政の均衡につき、一定の配慮をいたしております。また、法案第二百二十三条第三項の文書提示命令の対象に公務員の職務上の秘密に関する文書を加えることにより、インカメラ手続の対象としております。

以上が、本修正案の趣旨であります。何とぞ本修正案に御賛同くださいますようお願いいたします。(拍手)

民事訴訟法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○正森委員 私、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました民事訴訟法案について、日本共産党の修正案の提案理由を説明いたします。修正案はお手元に配付したとおりでありますので、案文の朗読は省略いたします。

今回の民事訴訟法の改正は七十年ぶりの大改正であり、改正点は極めて多岐にわたっています。裁判における当事者であります日本弁護士連合会は、本法案に対して幾つかの問題点を指摘し、少なくとも三点にわたつて修正すべきであるとの意見を表明しています。すなわち、第一に、秘密公文書の提出命令除規定について、第二に、裁判の公開制限の問題、第三に、上告制限の問題であります。

我が党は、基本的には、右日本弁護士連合会と見解を同じくするものであります。

右のような見地から、論議の中で幾つかの問題点を指摘してきましたし、今後も指摘する予定であります。これまでの審議の経過並びに各党間の協議の経過から、問題の焦点となりました公文書の提出命令の除外規定に限つて修正案を提出した次第であります。

政府原案は、形式的には文書提出命令を一般義務化するといった体裁をとりつつ、除外規定で「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出について当該監督官庁が承認をしないもの」を提出命令の対象から除外しており、しかも、文書提出義務の存否の審理手続として裁判所へ文書を提出させるといふ、いわゆるインカメラ手続の対象からさえも右官庁が承認しないものは除外し、裁判所の判断権を全く奪うものとなっております。

すなわち、監督官庁が提出を拒絶した場合、拒絶理由の可否を裁判所は実体を知った上でチェックする方法はないわけで、エイズ訴訟などで改めて浮き彫りになった行政当局の体質を考えると、公文書は出さなくてもよろしいと宣言しているようなものとの批判に見られるように、まさに行政側の証拠隠しを助長し肯定するという、時代逆行の大改悪と言わざるを得ません。もしこのような改正が成立するならば、今検討されている情報公開法の制定についても大きな悪影響を与え、国民の知る権利への道を閉ざす武器となることは明白です。

我が党の修正案では、第一に、提出命令を拒む

ことのできる文書について、「公務員の職務上の秘密に関する文書で当該文書の提出により国家の利益又は公共の福祉に重大な不利益を及ぼすこととなるもの」に改めることとしています。これは、文書提出命令をめぐつて争われた家永教科書裁判や伊方原発訴訟において裁判所の決定で示された判断を基本的に採用したもので、国民の皆様の見解を得られる見解と信じます。

修正の第二点は、右修正によつて、「当該官庁が承認をしないもの」との規定が削除されることに伴い、法案の第二百二十二条を全文削除するものであります。

修正の第三点は、法案第二百二十三条に「ロを追加することによつて、法案第二百二十四条四号ロで定めた文書に該当するかどうかの判断をするに於いて、裁判所が文書の所持者に対してそれを提示させ、すなわちインカメラの制度にのせることにより裁判所の判断にゆだねようとするものである」とあります。

以上が、修正案の提案理由であります。本修正によつてのみ、行政の資料隠しを抑え、司法権の独立と権威を守り、国民が求める公務秘密文書を最大限提出させることにつながると確信いたします。

何とぞ御検討の上、御可決くださいますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。(拍手)

○加藤委員長 以上で三修正案の趣旨の説明は終わりました。

○加藤委員長 これより両案及び三修正案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐田玄一郎君。

○佐田委員 与党を代表いたしました質問に入らせていただきます。

与党を代表するわけでもありますけれども、今回の法案は七十年ぶりということもありまして、非常に重要な民事訴訟法の改正である以上は、多岐

にわたりました質問もさせていただきます。かように思っているわけでございます。

今までに、委員会、そしてまた参考人招致、そしてまた名古屋での地方公聴会、随分と私自身もこの議論も煮詰まつてきたのではないかと、かように感じておるわけでございます。

この根底にあるものは、もう言うまでもなく、非常に社会が複雑化し、その訴訟形態というものが非常に複雑になってきた。そういう中において、時あたかも、公害の問題であるとか、先ほどお話にも出ましたエイズの問題、そしてまた官官接待の問題、「もんじゅ」の問題、あらゆるこういうふうなことが時を同じくして起こつた。これに対して、今までの訴訟と形態が多少変わつてまいりまして、個人と企業、そしてまた個人と国、そういうふうな非常に今までのような形がかなり多くふえてきた。それに伴ひまして、証拠の偏在、こういうことを何とか直していかなければならない。そういう中において、社会の大きな流れとして情報公開の流れというものが出てきたのではないかと、私はこういうふうな感じでおるわけでございます。

各党いろいろと今まで議論してまいりました中で今回の議論が出されたわけでありましてけれども、行政文書の提出の仕切りだと私は思うのです。と申し上げるのも、要するに、情報公開は社会の一つの趨勢、流れの中で広がっていかなくてはならない。これは各党一致している、根本的な差異はないのではないかと、こういうふうにも思っているわけでありまして、そういう中におきまして、いかにその仕切りを法律に文章化していくか、この難しさというものを今回は如実にあらわしておるのではないかと、かように思っているわけでありまして。

言いかえるならば、先般のエイズの問題、大変な犠牲者を出した、大変けしからぬ話であります。そしてまた「もんじゅ」の問題、これも、情報隠しめけしからぬ話であります。これはもう皆さん一致しておるわけでありまして、こういう中にお

いて、これを法律に文章化していく、この難しさが今回出てきたのではない。根本では違ひはない、繰り返しではありますけれども、私は申し上げたいわけでございます。

そういう中におきまして、今回の法案において、要するに情報公開における一般化、これをとにかくできるだけ広げていこうじゃないか、これも各党で一致しておるところであろう、私はそういうふうな思っているわけでございます。

そういう中におきまして、一方ではまた、行政改革委員会の部会においては情報公開法の議論も進んでおるわけでありまして。これは今途中であるわけでありまして、先般の参考人招致におきまして、この情報公開法を待たずして民事訴訟法を先に議論する、そして制約をしていくのではないかと、そういうふうにお怒りの参考人の方もいらつしやいました。

そういうことを考えますと、これは共産党と新進党の方にお聞きしたいのでありますけれども、今回の修正案、これにつきまして、今の時点において決着をしいものかどうか、この辺をお伺いしたいと思ひます。

○山田(英)委員 法律の制定権は、申すまでもありませんが立法府にございまして。先ほど委員もお触れになりましたけれども、各党三巡の質問、約十四時間を審議いたしました。その間、参考人質疑、また地方公聴会なども開き、延べ十四人の公述人、参考人からの貴重な御意見も伺ひ、審議をしてきたところでございます。

私もといたしましては、固めて審議をし、そしてそこで、おつしやいますような一つの方向性というものが明らかにされた場合には、やはりその時点その時点で立法府が判断をして法律案の身を確定させていく、それを反映させて修正していくということが本来あるべき姿ではないのか、またそれが立法府に課せられた責任ではないのか、かように存じております。

○正森委員 申しわけございません。中座しておりました御質問を聞いていなかったのですが、私

の方の修正案は、最終的に修正案では決定するということになっておりますけれども、私は、情報公開法での考え方と当事者との権利義務が問題になつてはいる民事訴訟法とはおのずから別のもので、必ずしも同時決着、あるいはそれが決まらなければ民事訴訟法は決定できないという性質のものではないと思ひます。

私もその案は、後でも申し上げますが、既に判例として出ております家永教科書裁判での高等裁判所の決定の文言をそのまま採用したもので、判例上も非常に根拠のあるものだといふように考へておることを申し上げさせていただきます。

○佐田委員 今共産党の正森委員の方からもお話がありまして、要するにこれは別の次元で話していかなくちゃいかぬ、そういう例もあるというお話を聞きました。

そしてまた、新進党の山田委員の方からお話を聞いたわけでありまして、新進党の案として、これがまた決定になつた場合に、例えばこれが情報公開法と著しく内容的に変わつてきた場合に、見直すという考え方は新進党におありなのではないか。

○山田(英)委員 先ほど答弁をさせていただいた延長線上にあると存じますが、将来、情報公開法が制定され施行された場合に、民事訴訟法との整合性をどうするかという、そこに改正すべき問題点があれば、その時点でまた速やかに法改正作業に入るべきではないのか。

要するに、申し上げたいことは、国会の審議というものは極めて重要な意味を持つものでありまして、その時々において判断をしていく、生煮えのところまで無理にということでは決してないわけでありまして、その審議審議の段階で一定の結論を出し、それは法案に修正という形で反映させるべきである、かように考えております。

○佐田委員 今委員から御答弁がありまして、今回の重要なポイントというのは、やはり、先ほど申し上げましたとおり、行政文書の提出の仕切りと、そしてまた、今申し上げました、これか

ら成立いたしますところの情報公開法との整合性だと私は思ふわけでありまして。

法律が国民を守り、そして法律を基準にしていく以上は、それが整合性を失つたときには先でやつても後であつてもやはりこれは改正していく、順応していく、こういうことがこれから非常に複雑な社会に向けて大事なことでないか、私はこのういふふうにも感じておるわけでありまして、今の委員のお言葉、これはやはり我々も身にしみて感じていかなくてはいけないのじゃないか、かようにも感じておるわけでございます。

次に、要するにこの改正案につきましては、法制審におきまして五年にわたる議論がなされてきたわけでございます。そしてまた、閣議決定されて、法務省の方も多少安心していただきもあるわけでありまして、その中で、これが委員会でも議論を重ねることに至りまして、大勢が、法制審での議論というのは十分ではないか、私は私なりに、そういう結論ではないか、こういうふうにも感じておるわけでありまして。このことは同時に、立法の権威が保たれたのではないかと。

そしてまた、これを、例えば法制審に差し戻しすると立法の方で議論し直すとか、これからいろいろな方法があるかと思うのでありますけれども、これからの法制審のあり方のみならず、これから審議、議論の場というものをどういうところに持つていかなくちゃいけないのか、これにつきまして枝野委員のお考えをお聞きしたい。

○枝野委員 お答えをいたします。

この委員会の場でも、この問題点については開かれた議論をされてまいりまして、それによつて国民の皆さんにも問題点あるいはポイントなどかなり知つていただくことができてきていると思つております。今回の、仮に一部分、行政文書について今後議論しようという部分が残るとすれば、こうした今までの経緯を十分に踏まえて、私どもも立法府の立場としても、それからさらに、ぜひ法務省の方にも国民に開かれた議論というものを、わかりやすい議論というものを進めていく

べきであると思つておりますし、具体的な進め方については、今後この委員会の理事会等でも検討していかなければならないというふうに思つております。

○佐田委員 今委員の方からありましたように、繰り返しになりますけれども、これは非常に重要な改正法案であり、今回出されたいろいろな修正案、これも私はそれぞれ非常に当を得ているのではないかと、かようにも思つております。

そしてまた、これが真に、先ほど漠然とした言ひ方をしましたけれども、国民の側を向いて、そして国民のための法律になるように、そしてまた情報公開がしっかりと行われるようなそういうふうな議論、これはそう一朝一夕にできるものではないと思ひます。そしてまた、いろいろな方を呼んでこなくちゃいけない。そういう意味におきましては、国民に対して、そしてもちろん、先ほど出された法制審に對しても、しっかりとした、全く束縛のない、自由な議論をして、やはりこれから時間をかけてやっていかなくてはならないのではないかと、こういうふうに感じておるわけでございます。

それと、与案の方でありますけれども、先ほどの話に戻りますけれども、情報公開法。これからできるわけですから、それにつきまして、今回の民事訴訟法の改正との整合性の問題ですけれども、それに根拠があるかと思ひますけれども、この二年という根拠を、三党で決めたわけでありまして、その辺の議論をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○太田(誠)委員 二年間の根拠は何かということでございますが、率直に申し上げます、法制審議会の審議の期間というのは信じられないくらい長いわけでございます。それをどうやって短縮をしていただくかということ、これまで大変悩ましいことであつたわけでございます。私は、二年間というのは最短の時間になるのではないかと、かように思つております。

それともう一つ、先ほどから佐田委員御指摘の

とおり、情報公開法との関係は、私自身は、情報公開法は、国民と行政との間の情報開示の問題を律するルールであつて、それに対して民法といふのは、行政と司法との間の情報開示についてのルールを定めるものでありますから、本来、こちらがなければこちらが立たないといふふうなお話ではないと思つております。

しかしながら、従来の我が国のこの情報開示に関する法律、例えば議院証言法であるとか、あるいは地方自治法における地方議会と行政の間の関係などを見てみますと、それと今度中間報告が出されました情報公開法の考え方というのは大分違つてきておる。

原則的には、従来の法律というのは、行政が、どのような形にせよ文書提出あるいは証言を拒絶するという手続が最終的なものであるといふことがあるわけでございまして、今度の情報公開法の中間報告の考え方では、それはそうではなくて、ちゃんとその情報の種類によつて、あらかじめこういうカテゴリーのものは不開示とする、しかしそのほかのものは原則として開示といふ考え方になつておると思ひますので、そのような発想の転換、さまざまな法律の体系が、考え方が変わつてくるわけでございまして、それと並行して進めなければいけない。

並行して進めるといふ観点からいへば、ことしの年末に恐らく情報公開法については成案を得るであろうといふことが言われておりますので、それと並行して、そして速やかに民法の改正を進めるとすれば、二年間というのが一番適切な期間ではないかといふふうに考えております。

○佐田委員 この情報公開法と今回の民法の改正、理想的には、やはり本当に整合性をとつて余り混乱が起きないようにしっかりとこれはやつていつていただきたいと、かように思つております。

時間もだんだんなくなつてまいりましたけれども、新進党の案なんでありましても、これを大まかに申し上げますと、結局最終的には、大臣

の声明を出すか出さないかといふこの議論だと思ふのでありますけれども、この大臣の声明といふことは、これは結局は文書提出の拒否の大きなハードルにしていると、こゝういふふうな受けとめてよろしいんでしょうか。

○山田(英)委員 そういう趣旨でございます。

ただ、この際、お手元に差し上げてございます参考資料、チャートがございまして、基本的には文書提出命令のこの流れといふのは、我が新進党修正案におきましては、文書の申し立てがありまして、裁判所がインカメラを駆使して申し立てに理由があると認め、なお裁判所が監督官庁に改めて意見を求める必要がないと判断すれば、それはトタに文書提出命令に行くわけでございまして、ほとんどのケースはこゝでもつて処理されると私も理解をいたしております。

それから、もう一つの命令発令に至るルートといひますか、これは、監督官庁に意見を求める必要性があるという判断を裁判所がいたしまして、意見を求めます。文書提出に監督官庁が応じるといふ意見であれば、裁判所が申し立てに理由があるとそこで判断して、これも文書提出命令発令といふところに参ります。

それから、もう一つ重要なルートで、これがただいまの御指摘にも関係するわけでございまして、文書提出に監督官庁が応じないとした場合には、その理由を説明しなければなりません。説明をしなければなりません。その説明に合理性、妥当性がないと裁判所が判断すれば、わざわざ説明まで求めることをせずに、文書提出命令の申し立てに理由があると思へば、それはまた文書提出命令の発令に至るわけでございまして。

それで、なぜ監督官庁の声明を求めることができるという規定を置いたかと申しますと、委員も御案内のとおり、当委員会におけるたび重なる審議の中で、やはり司法と行政の権能といひますか、このバランスを、均衡をどうとつていくのかといふことが非常に大事だといふ議論がございま

我が新進党内のいろいろな検討の場、勉強会の場などでも、三権分立の観点から、司法と行政との関係について一定の配慮をすべきではないのかといふそういう審議あるいは我が党のいろいろな見解をまとめまして、このような規定にきまつていただいたわけでございまして、要するに、監督官庁の声明といった場合には、所轄庁の長ですとか、監督官庁は、政治的な責任を負ふことのできる例えは国務大臣であり、あるいは人事院総裁であり、あるいは会計検査院長であり、あるいは都道府県知事、市町村長であり、それらが政治責任を伴う形で、負うという形で、これはまさに公務秘密文書であり、それを公にすることにより、提出することにより公共の利益に重大な支障を及ぼす、したがつて出せませんと、こゝういふふうな仕組みをつくつたわけでございまして、これはざりざりのところで司法と行政の要するにバランスをとつていこうと、こゝういふ実は考え方でございますまして、決してそう多くあるケースではないだろうと予想しております。

したがいまして、裁判所が、かなり秘密性の高い文書であり、そのまま文書提出命令にまで持つていつてもいいんだけれども、監督官庁の意見あるいは声明といふものも尊重していこうと。したがつて、我が新進党修正案の基本的な仕組みといふのは、秘密該当性について最終判断権者は裁判所にあると、こゝういふ立て方でございまして。

○佐田委員 今のお話を聞いておりました、確かに、裁判所にゆだねている、非常に中立公正にやつている。確かにそれはそれでいいわけでありまして、今言われた三権分立といふこともあるわけでありまして、行政に逆に今度は全く関与させないで決めていくといふこともちよつと変かなといふふうな気もしないでもないわけでありまして、これから議論の場であつたことをいひますけれども、次に、共産党さんの正森委員に御質問をさせていただきますと思ふので、公務員の文書全体

をインカメラ手続で判断する。そういうことになりまして、これはすべて裁判所が判断していくといふお話なんでありましても、どうも私は、これは現状を見た場合になじまないんじゃないかなといふふうな――本当に存在すらわからないような文書の中にはあるわけでありまして、急に出て、いろいろな外交、防衛の問題、個人のプライバシーの書類、こゝういふものまで本当にすべてをインカメラ手続で判断していつていいものなのかどうかと。私なんかあれですけども、正森先生の見識のあるところでこの辺の御答弁をお願いしたいと思ひますけれども。

○正森委員 お答えいたします。

質問者の御質問もごもっともな点もございまして、私どもの案は民事訴訟法におけるインカメラのことを言つてゐるわけで、これが決まつたからといって、行政官庁の持つてゐるありとあらゆる秘密文書を全部裁判所へ出して一々見せるということにはなりません。

民事訴訟法というのは、御承知のように、具体的な係争事件についてのみ裁判所が判断いたしますし、かつ、インカメラの対象になりますのは、その主張立証と相当因果関係のあるものについて、これこれこゝういふ資料が提出されたといふことになるわけですから、私は、その構造自体からして、今の御質問の大半はなくなるものではないかといふように考えております。そして、その限度であれば、司法権の一翼を担い、同じく公務員の守秘義務を課せられてゐる裁判所がインカメラで文書を事前に検討しても、それは大きな問題点は起こらない、こゝういふように信じております。

○佐田委員 そういうふうなインカメラ手続の場合にはもう本当にその関係書類を要求していく、かなり狭まつてくる、こゝういふふうなことをお聞きしたわけでございまして。

いづれにいたしましても、今までお聞きした中で、本当にこれは原案と比べると情報公開においてはかなり進んできた、こゝういふふうな感じておるわけでありますけれども、法務省の方にお聞き

したいのは、改正案がかなり出されてきたわけであり、現状がこれによって相当広がりがあるという希望が持てる、こういうふうにお思いであるかどうか、今までの原案と比べて修正案の方がかなり広がったのじゃないかとお思いになるかどうか。

○濱崎政府委員 御答弁申し上げます。

まず与党の御提案の修正案について申し上げますが、この修正案を承りましては、これは、いわゆる行政の保有する文書については当面現行法のままとすること、さらにこの点については速やかに検討をすべし、こういう御趣旨でございますが、それ以外のいわゆる私文書につきましては提出義務を一般化するという内容のものとして承っておりますので、その範囲では現行の制度よりもいわゆる私文書については提出義務の範囲が拡大するということになるものと理解いたしております。

もとより新進党御提案の修正案及び共産党御提案の修正案は、これは基本的に、ただいま御説明がございましたところによりまして、行政の保有する文書につきましてすべて裁判所が基本的に判断をするということでございますので、もとより現行法よりもその提出の範囲が拡大されるということとはそのとおりであろうというふうに承りました。

○佐田委員 次に、大臣に御質問申し上げます。ですけれども、政府原案のまま成立した場合でも将来の検討課題は検討課題として検討すると答弁をされたわけでありまして、今後の検討に向けての大臣の決意というか、この辺をお聞きしたいのでありますけれども。

○長尾閣内大臣 文書提出命令における行政文書の取り扱いにつきましては、当委員会の御審議の中でいろいろな観点から大変重要な御指摘をいただいたと思っております。

法務省といましては、これまでに申し上げてまいりましたが、この委員会でも御議論の対象となっておりまして文書提出義務の存否についての判断のあり方などの問題を中心に再検討を加える必要

要があると考えているところでございます。

今後、当委員会の御審議で御指摘いただきました諸点をも踏まえ、この点について速やかに再検討を加えまして、必要な措置を講ずべく最大限の努力を傾けてまいりたいと思っております。

○佐田委員 そういふふうな形で情報公開に向けてとにかく努力をしていかなければいけない、こういうところでは一致しておるわけでありまして、もう時間がなくなりましていただいても、今回の法案で一つだけお伺いしたいのであります。

これはまた情報公開とは別な話でありますけれども、この民事訴訟法によつて非常に訴訟の簡略化、時間の短縮、こういうことも盛り込まれておるわけでありまして、今、住専問題であるとか不良債権の問題、これは非常に大変な事態になつておるわけでございます。

去年の今ごろ、ちょうど株が一万四千円台でありました。そして見ましたら二万一千八百円です。そして為替の方も去年は八十円台でした。一年たつた今は何と百九円なんです。大変にこれは景気も上向きになつておるわけでありまして、いろいろな諸事情ありますけれども、上向きになりつつある。例えば株一つとってみても一万四千円台から二万一千円台になつたということ、含み益が何と百兆円、これは中小零細から株を持つておる方々、全員これは行き渡つた。こういう光景を絶対に絶やしてはいけない、こういうふうには私は思つておるわけでございます。

そのネットワークになつておるのが何と云つても私は不良債権だと思つておる。これを何と云つても早急に解消していく、そのために、今回の改正、具体的にどういふふうな形になつていくのかぜひ御説明をお願いしたいと思います。最後にお願ひいたします。

○濱崎政府委員 御指摘のとおり、現在、我が国の経済情勢の中で不良債権問題等の適正な処理ということが大変重要な課題であるというふうに私も認めておるわけであります。のみならず、これからの我が国経済の将来を考えますとき

には、そういった問題も含めて、最終的には裁判所の民事訴訟手続あるいは民事執行手続、そういったものによつて解決が図られなければならない場面が次第にふえてくるであらうと考えております。そういうことを考えますと、我が国経済の将来にとりまして、裁判手続が適正にかつ迅速に対応することができるといふことが大変重要な課題であるというふうに受けておるわけでございます。

今回の民事訴訟法案の目的の最も大きなものとして、民事裁判手続が適正を確保しつつ迅速に処理されるということとを目的とするものでございまして、これは、この改正を実現いたしまして、それが適正に運用されるということになります。ただいま申し上げたような観点から、その効果をお認めいただけることにはなつていないかどうかというふうに考えているところでござい

○佐田委員 それでは終わります。

○加藤委員 富田茂之君。

○富田委員 新進党の富田茂之でございます。

委員長初め各党の理事の皆さん、本日修正案の審議もさせていただけるということ、その御努力に本当に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

そこで、まず与党の共同提案の案につきまして御質問させていただきますと思ひます。

これまでの新聞報道等によりまして、自民党さんは政府原案どおり、また社民党さんは四号を全部削つてしまつた、さきさきさんはまた別に、特に枝野委員は原案はだめなんだということ、この委員会でもかなり鋭い質問をされておる。すなわち、この三党がここにきて、いろいろなこの委員会での審議経過等も踏まえてのことだと思ふのですが、今回御提出された修正案にまともなところ、今回の経緯というのは、どういふ点からそういうふうになつたのでしょうか。その点についてまず御説明いただければと思ひます。どなたからか。

○細川(律)委員 ただいまの質問につきましては経過についての質問でありましたけれども、当委員会におきましていろいろな審議の中で、原案についてはこれは認められない、修正しなきゃいかぬということについては、与党の方でも認識についてはございました。しかし、それぞれの党でいろいろな考え方の修正案というのが出まして、最終的には一応まとつたわけなんですけれども、いずれにしろ、最初の当委員会での審議の過程で、二百二十条の四号の規定について、これは情報公開の流れにさおさすものではないかというふうな意見、あるいはまた、判例などで培われてきましたそういう行政文書の公開について、これはむしろ範囲を狭くするものではないかというふうな意見とか、あるいはまた、行政の方でこの規定を盾になかなか情報を出さない、こういうふうな批判が出ておりましたので、そういうことから、当然の口のところについてはこれは大きな問題になる、早急にこの結論を出すべきではないか、むしろこれは修正案の中で削るべきだという強い意見も出ておりました。

私どもの方としても、この口については全部だめだ、文書提出命令の全体的なものも従来のままにいて、後は時間をかけて議論をすべきではないか。特に情報公開法の制定の関係、あるいはまた民事訴訟法案の中でも証人尋問の規定なんかの整合性というふうなこともありますので、そういうこともありますから、いわゆる今回はこれについては削除して、そして少し時間をかけて専門的にやつた方がいいのではないかと云々という提案も私どもの方ではしておりましたけれども、しかし一方では、これについての、民事訴訟法の中で非常に前進をしている面もあるではないかという意見も出てまいりまして、特に公文書以外の私文書などについては、これは一般義務化も認めておりますし、インカメラ制度の導入もしておるというふうなことから大変評価もできるというところで、これまで全部先延ばしするというのもいかにが、かというふうな意見も出まして、今回のような与党

の修正案にまともなところがないこととご意見を申し上げます。

○富田委員 今細川委員の方から御説明ございまして、たゞ、一般義務化の規定は前進しているのじゃないかという御意見でございまして、当初、四号全部削ってしまおうという御意見もあつたと思うのですが、行政文書以外の文書につきまして四号の規定を残していくというところで、一般義務化の規定を残したという形になつたわけですが、文書提出義務の一般義務化というものがなぜ必要なのか、一般義務化の規定があるということが前進だというふうに評価されるのか、その点について御意見があれば与党の提案者にお聞きしたいと思います。もしよろしければ枝野委員。

○枝野委員 お答えいたします。この委員会でも何度か議論に出てまいりましたとおり、特に現代型の訴訟において、例えば行政を相手にする訴訟、あるいは例えばPL訴訟、あるいは被害エイズのような被害訴訟のように、証拠に偏りがある、証拠を持っている人は片方に偏っているという状況の中で民事訴訟の一つの目的であります真実の証明というものをやるためには、そうした偏っている証拠をできるだけ公平な形で裁判所の目の前に触れさせる必要がある。そうした場合に、従来の、この部分とこの部分に限って裁判所が証拠提出命令をかけるという方法であります、なかなか命令をかけることがなかなか難しい。逆に、むしろ、裁判にかかわりのある、判決を書く上で必要な証拠は原則として全部出していただく、ただ、これとこれは、それは出すのは酷でしょうねという部分を逆に絞るという形の一般義務化をした上で図っていくことによつて、真実の証明に必要な証拠が裁判所に出てくる。それによつて真実の証明ということも、また民事訴訟に対する信頼も、そして人権の確保という意味でも大きな意味があるというふうに考えておりまして、ぜひとも、特に現時点では私どもの

案では私文書だけということになつてしまいましたが、例えばPL訴訟や、例えば被害エイズ訴訟も被告の半分は民間企業でございまして、そうしたところの前進というものは大きな意味があると考へまして、ぜひともこの部分は残して、生かして修正を加えなきゃならないというふうに考へて提出をさせていただいております。

○富田委員 実に明快な御答弁をいただいたわけですが、やはり文書提出義務の一般義務化ということとは、今枝野委員がおっしゃつたように、これまでの伝統的な訴訟とちよつと違つて、本当に複雑化した現代型の訴訟で証拠の偏りがある。裁判所は本当にこれまでも一号から三号の文書を、努力されて拡大解釈を重ねてきたわけですが、それでも現実の裁判ではやはり文書提出命令が却下されることの方が多い。そこをもう一歩今回の立法で広げようということで、この一般義務化の規定というのは意味があると思うのですが、政府側にもちよつとお尋ねしたいのですが、今の枝野委員の御答弁のような趣旨でもそもこの一般義務化の規定が出てきたというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○濱崎政府委員 ただいま枝野委員が御説明された趣旨と大筋において同様の考え方である一般義務化ということが検討されてまいつたわけでございます。

○富田委員 また与党提案者にもちよつとお聞きしますが、この与党修正案が通つたとしても、その後、行政文書についての改正作業が遅々として進まなかつた場合、先ほど太田理事の方は、ことしじゅうに成果が出るんだ、情報公開法の方も、それで、二年をめどにすれば間違いないでございんだという御答弁でありましたけれども、仮にそういう改正作業が進まなかつた場合、情報公開法についてもことしじゅうに大丈夫かなという懸念もあるわけですね。

ちよつと話は変わりますが、地方分権推進委員会の方で機関委任事務について区分けをして中間報告をされたら、各省庁から物すごい反対

が起きている。そういう状況を見ますと、情報公開法についてもこれから成果化に向かう中でかなりの綱引きがあると思うので、そういうふうな改正作業が進まなかつた場合に、与党の修正案でいきますと、行政文書についていつまでも一般義務化がされない、先送りになってしまうという御懸念に対して何か配慮をされているのか。その点についてお尋ねしたいと思います。

○太田(憲)委員 ただいまの富田委員の御懸念はまことにちよつともなことでございまして、先ほど申し上げましたように、民法の問題と、すなわち行政と司法との間の問題とそれから情報公開法の国民と行政との間の情報開示の問題というのは、同じ視野の中でとらえなければいけないけれども、事柄としては別の問題でございまして、この国は、議会による民主主義という建前だ、直接民主主義の国ではないわけでありまして、議院が選んだ内閣がさらに選任した裁判官の世界というものは、それ自体として行政との関係はしっかりと決めているわけにはいかないわけでございます。

一番恐れているのは、情報公開法の問題が途中で、スムーズに結論を見るに至らなかつたときにどうするかということとは当然考へなければなりません。そのために、情報公開法の審議と並行してこちら側の審議はしなければいけないということをやります。そして、もし法制審議会などの議論が遅々として進まないということになれば、これは附則に書いてあるとおり二年以内に法改正をするということとでございますから、立法院として、とりわけこの法務委員会では責任を持つて、もし行政ができない、法務省側が提案できないということになれば我が、富田先生も我々もみんな次の選挙でもきつと法務委員会の人、まじめに国家のために、何の得にもならないことをいつも一生懸命やつていくわけでございますから、こういう委員会議員はみんな再度当選されるはずでございます。

から、我々がお互いに誓ひ合つて、そういう際には我々の責任でもつて法改正をするということとでなければならぬと思ひます。

なお、そういう意味では、与党提案というのは、本文の修正ということと附則に書いた二年をめどにするということとはワンセットでありまして、あくまでもワンセットとして我々は正当性を主張するわけでありまして、今後二年間だけに限つて言え、あるいは新進党さんの提案の修正案の方がよいかもしれないということとはよくわかつております。新進党の提案も大変素晴らしい内容だと思つております。

○富田委員 明快な御答弁を本当にありがたうございます。

政府の方にお尋ねしたいのですが、仮に与党修正案のとおり修正がなされますと、行政文書の取り扱ひについては先送りという形になるわけですが、これも、一号から三号に規定されている文書については、これまで積み重ねられてきた判例実務は間違ひなく踏襲されるんだ、法制審議会でもそういう議論だつたし、法務省の解釈としてもそういうことだというふうに、大臣もまた濱崎局長もずつと答弁されております。

仮に与党の修正案が通つたとしても、これまでの答弁に違ひはないのか。大臣、局長にそれぞれお尋ねしたいと思います。

○長尾國務大臣 御指摘の修正案は、現行法の第一号から第三号までの規定はそのまま維持した上で第四号を新設し、公務員が職務上保管する文書等を除いては提出義務を一般義務化し、提出義務の対象となる文書の範囲を拡張するものであると認識をいたしております。

このように、現行法において提出義務の対象となる文書については、すべてそのまま提出義務の対象とされていることになりましたので、この修正案によつた場合であっても、これまでよりも提出命令の対象となる文書の範囲が狭くなるということはないというふうに考へております。

○濱崎政府委員 事務局としても、ただいま大

臣が申し上げたとおりであるというふうに考えております。

なお、御指摘の、現行の一号から三号までについて、裁判所の努力によってなされている裁判例の動向、これはそのまま維持されるということであり、与党の修正案によってそれが影響を受けるということはないものと考えております。

○富田委員 それでは政府の方に引き続きお尋ねします。

今後さらなる改正作業をするに当たって、これまでの委員会の審議の経過を踏まえて、行政文書に関する文書提出命令の規定のことだけではなくて、証言義務規定のあり方、特に証言拒否事由の存否の判断権者とか判断基準あるいは手続、そういったものについても再検討を加えていく余地があるのではないかと私自身は強く感じているのですが、その点については法務省の方はどういうふうに考えられていますか。

○濱崎政府委員 いわゆる行政文書についての文書提出命令の制度のあり方を検討するに当たりますしては、先ほど来御指摘がございます行政情報公開一般についての制度との整合性、さらには御指摘の、公務員を証人として職務上の事項について尋問する場合の取り扱い、そういったものとの関係を含めて、総合的な観点から検討を加えていく必要があるものと考えております。

○富田委員 今の証言義務規定のあり方についても検討を加えるべきではないかという私の考え方、与党提案者の方はどのように思われていますか。

○枝野委員 証言義務規定との兼ね合いにつきましては、それが文書提出命令と直接かかわるものかどうかということ自体について意見が分かれるのかなと思っております。

私は個人的には直接かかわらないと思っておりますが、直接かかわるという意見にも十分理由がある、その部分も含めて、そのところから考えなければならぬかなという意味では、広い意味で議論の対象にならざるを得ないかなと。ただ、私

は個人的には、直接にはかかわらないと思っております。

○富田委員 政府の方に尋ねたいのですが、今後の改正作業についてはどういう機関でやっていくというふうな現時点で考えられていますか。法制審にまた戻して、法制審の方の部会あるいは小委員会等で行政文書に関する文書提出命令について審議を進める予定なのでしょうか。

先ほど佐田委員の方からも少しお話がありましたけれども、いろいろな意見を聞く必要があるのではないかとこのように私も思いますし、これまでのやり方で本筋にいいのかなというふうに思うのですが、その点は現段階ではどのように考えているのでしょうか。

○濱崎政府委員 御指摘の検討の具体的な作業をどういう手順で進めていくかということにつきましては、これから直ちに考えてまいりたいというふうに思っております。

御指摘の法制審議会、これは法務大臣の諮問に依りて、民事法、刑事法その他法務の基本的な事項について調査し審議するという目的で、国家行政組織法の八条の機関として設けられているものでございまして、法務省といたしましては、基本的な法律の改正に当たってはその審議を経るという取り扱いをしているところでございます。

ここで問題になっております問題も、もとより民事訴訟手続の中で重要な事項に関するものでございしますので、いずれにいたしましても法制審議会の場で審議をしていただく必要があるであろうというふうに考えております。

○富田委員 仮に法制審で審議していくという場合、この委員会でも議事録を提出してくれという要求がございました。これまでの経過については、局長の方から、員外委員が質問した際に、昨年の九月二十九日の閣議決定を受けて、ことしの二月二十六日ですか、審議は非公開だ、議事要旨を作成して公開するんだということを決めましたという御答弁ございましたけれども、あるいはもう少し議事録の作成のあり方とか公表方法について

検討を加えてもいいのではないかなというふうに私自身は思います。この委員会でもかなりその点について批判もあつたわけですから、もう少し、一歩踏み込んだ形で改めてもらえないかなというふうに思います。

特に、民事訴訟法は手続法ですので、例えば民法の家族法の部分で委員の方の思想とか政治理念まで入るような場合に、この委員がこういう発言をしたというのはかなり影響を与えることがあると思えますけれども、そういう場合には公開できないというののも一つの理由はあると思うのですが、手続規定を決める際に、なぜそういう意見が出たのかというのが表に出せないというのは、どうもちょっと理不尽な感じがするのです。

その点について、これまでよりももう少し積極的な議事録の作成、あるいはその公表のあり方ということについては何か御検討をされていませんか。

○永井政府委員 ただいま委員からお話がありましたとおり、法制審議会における民事訴訟法改正につきましても、審議経過等について非常に関心を持たれていることは十分承知しております。委員のお話がありましたとおり、ことしの総会で、総会、部会の会議ごとに議事要旨を作成して、これを公開することといたしました。

法制審議会においては、本院におけるこのような御議論を踏まえまして、さらに、会議における独立かつ公正の立場からの自由な討論の確保等に配慮しながら、しかし運営の透明性の確保等にも努めていかれるものと、さらに検討を進めてまいりたい、かように思っております。

○富田委員 ぜひ、この委員会でこういういろいろな意見が出てくるのだということを法制審の先生方にもお伝えいたしたい、審議会の中で本当に積極的な検討をいただきたいと思えます。

その関連ですが、法務省として、情報公開法とかそういうことは別にして、法務省という立場で今後省の情報公開について、やはり人権を守る役

割を担っている大事な省庁だと思えますので、特にその中で、どういうふうな手続経過でいろいろな決定がされているのだとかということについて、ほかの省庁に先駆けているような意味での情報公開に努めていくべきではないかと思うのですが、その点について、大臣から、今後の法務省としての情報公開に関する取り組み方について御意見を伺えればと思います。

○長尾国務大臣 ただいま法制審議会の御審議の関連で御質問がございまして、委員の皆様方の御理解を得ながら審議の経過、議論の内容について御理解をいただけるようなことを検討してまいりたいというふうにお答えをさせていただいたところでございます。

行政機関一般の立場という御質問でございますが、行政改革委員会によって情報公開法要綱案が発表されたというふうな情報の公開に関する議論、こういう動きを十分に踏まえまして、法務省といたしましても適切に対処してまいりたい、このように考えております。

○富田委員 最後に、新進党の提案者、山田委員に御質問をしたいと思いますが、各種の報道で、先ほど佐田委員の御質問に答えられておりましたけれども、新進党案は、最終判断権が監督官庁にゆだねられているのだ、そういう意味ではやはり原案と同じように問題があるのではないかと、私自身はこれは誤った報道だと思っておりますが、そういう報道がかなりなされております。

その点について、実際に最終判断権がどこにあるのかということについて、先ほどチャートを使って御説明されておりましたが、実にはわかりやすいチャートだとは思いますが、もう一度明確にお答えいただきたいのと、また、司法と行政との均衡を考えなきゃいけないという御意見でございました。その点、どうしてそういう配慮をされたのか。その二点について御説明いただければと思います。

○山田(英)委員 最終判断権者は裁判所である、私どもはそう判断をいたしております。

それで、例えば審議の中でいろいろ検討されました、あるいは検証されましたパイロットの墜落事故の事故調査報告書とか、あるいはペーパー・トド事故について通産省が所持しているテスト報告書、あるいは官官接待における支出手続に關連するいろいろ書類、こういう公文書などは、基本的にインカメラというのはよくやばり有効ですから、我が党修正案というのはインカメラを公文書にも適用しますので、そこで、ほとんどが裁判所の判断で、あえて監督官庁の意見を聞かないでもインカメラ審査を通して文書提出命令のところまで、発令までいけるという判断でござい

ます。なぜ意見を求めるという第二のルートを開いたかというところでもございますが、例えば外交、防衛情報、一定の情報、捜査情報というようなものに近いようなぎりぎりのところで、それらの官庁同士の信頼関係というふうなものややはり大事なんでしようから、そういうぎりぎりの、秘密性の極めて高いようなところが訴訟の世界とはいえず、提議として提出してもらいたくなった場合に、このところは裁判所が判断をして理由を疎明させる、その理由に合理性なり妥当性がなければ、あえて声明のところまでいかずに、求めずに、裁判所が判断をして文書提出命令の発令に行き着く。

それで、最後のぎりぎりのところで、やはり行政官庁、監督官庁の意見も尊重をする必要があるというところで初めて声明というところへいくわけでもございますから、その声明を求めるか求めないかも実は裁判所がぎりぎり最終的に判断をしているということの意味において、最終判断権者は、どう考えても基本的に、原則的に裁判所にあるんだというのが新進党修正案の趣旨でござい

ます。そして、司法と行政についてなぜ一定の均衡に配慮しなければならぬのか。これは、申し上げましたように、審議の経過でそういう意見も少なからず出されました。仕組みとして明文規定をもって、あるいは仕組みとして、訴訟の世界とはい

え、すべての官庁が所持する文書を、トクにすべての文書を裁判所とはいえない出さないという、ワンス・サイドにそのように仕組むとしてつくつてしまつていいのだろうか、こういう点の均衡を保つよう努力をした。

先ほど太田筆頭理事から我が党修正案についてお褒めにあつたところでもございますが、実は内々、司法と行政の均衡に配慮するという形で監督官庁の声明なりそういうものを組み込んだ修正案であれば、もしかしたら自民党も乗れるかもしれない、与党第一党が乗れば全部乗れるという話になりますので、こういうことで、私に研究しろというので僕は研究したわけでもございます。

議院証言法、行政事件訴訟法、地方自治法百条など、一生懸命勉強してやつといひのができたなと思つたら、何かおられちゃつて、はしごを外されちゃつて、余り人のいいのもどうかと今思つておるのでもございますが、したがつて、太田筆頭理事のおっしゃつたことは必ずしもリッパ・サ・ビスではないということをおし上げておきたいと思ひます。

○富田委員 質問時間もなくなりましたので、最後に政府原案の問題点を一つ指摘して終わりたいと思ひますが、行政文書についての最終判断権者が監督官庁、行政庁側の方がいいんだという根拠として、民事局長は、訴訟というのは行政の情報開示の可否を審理の対象としているものではない、あくまで私的紛争の解決あるいは適正な刑事罰の適用という観点からのお互いの協力関係の規定であるというところを一つ、この委員会の審議の中で根拠として挙げられておりました。

ただ、行政事件訴訟法七条で、民事訴訟法の証拠関係の規定が準用されているわけですね。行政事件になつても、行政事件は私人と行政庁が当事者として争うわけですから、その際に、行政事件訴訟法七条で今回の改正される規定が適用されてくるわけですね。そういうときに、最終判断権者が行政庁側でいいんだというのはいちよつとおかしいのじゃないかな。けんかしている当事

者が片方が行司をやつていいんだというふうなことになると思ひますので、その点でも政府原案には問題があるというふうな指摘させていただいて、質問を終わりたいと思ひます。

○加藤委員長 正森成二君。

○正森委員 本日、政府与党から修正案が出されました。恐らくこの修正案は通過すると思ひます。そこで、それを前提にして若干の質問をさせていただきます。

この修正案によりまして、附則におきまして、二年を目途に公務秘密文書の提出等についても民事訴訟法の内部で法案として成文化するというように理解しておりますが、もしそうだとすると、これを提出する場合には閣法として提出するということがなければ、六法の一つでもありますし、やはり改めてまた法制審の審議が必要なのか、あるいは必要がないのか、その点についてまず政府側から答弁を願ひます。

○濱崎政府委員 法制審議会の趣旨につきましては先ほど富田委員の御質問に御答弁申し上げたとおりでございます。今回与党提案の附則で指摘されている検討課題、これは民事訴訟手続の基本にかかわるものでございますので、いずれの形にせよ法制審議会ととりわけ民事訴訟部会において審議をしていただく必要があるものというふうに考えております。

○正森委員 今の答弁で明らかになりましたように、二年を目途にしても内閣の方から提出するということになりまして法制審議会での審議が必要になるだろう、こういう答弁であります。

そこで、私は申し上げたいのですが、今度の公務秘密文書についての条項を削除せざるを得なかつたということは、国会におけるすべての構成政党が認めることであり、また参考人質問でも地方公聴会でも、法制審の民事訴訟法部会の関係者以外はだれ一人として賛成がなかつたという条文でございました。

や、ましてや民事訴訟法小委員会の責任者であつた人物は、今度の改正案の審議をもし行つとすればその任につくことは極めて不適切であり、可能かどうか知りませんが、そういう人事の更迭、あるいは恥を知るものなら責任をとつて自分自身で辞任すべきと思ひますが、これについての法務大臣の御所見を伺ひます。

○長尾国務大臣 法制審議会におきまして慎重な御検討をいただきまして、今回の法案につきまして御意見をまとめていただいたものというふうに私も承知をいたしております。

国会におきまして、当委員会を初め大變熱心な御意見をいただいておりますこと、これは私も大いに感謝をいたしております。これは私も十分に御意見を承る、これは私も大いに感謝をいたしております。これは私も十分に御意見を承る、これは私も大いに感謝をいたしております。これは私も十分に御意見を承る、これは私も大いに感謝をいたしております。

○正森委員 法務大臣や民事局長としては、現段階ではそれぐらいの答弁しか、なさるのは御無理であらうと思ひます。しかし、仮に法制審にかけられるとした場合に、民事訴訟小委員長などが同じ人物の場合には、これらの人が行政官僚なら風向きによつて態度を変えろということは大いに可能

でありましようが、やせても枯れても学者と銘打
つておる人がなかなか態度を変えることができな
いということであれば、私はしかるべき任命権限
を持つておる者が更迭するなり、あるいは私が言
いましたもののふの恥を知ってみずから辞任し
て、新しい酒は新しい器に入れるということが当
然のことであるというように思います。

そこで、修正案の提出者に伺います。

私が今申し上げた趣旨は御理解いただけたと思
いますが、もしそういうような措置がとられない
で、当委員会にも出てきたあの民事、刑事の判例
についてさへ理解のない民事訴訟法の小委員長の
もとでは、よりよい法案が準備される可能性は極
めて薄いと思います。

そういう場合に、国会がインシアチブをとりま
す議員立法の場合には、私の理解では当然のこと
ながら今回の修正案と同じように民法訴訟法にか
ける必要はないかと思ひます。そうだとす
れば、この委員会での審議に基づいて、より
自主的な、そして世論に合致した修正を勝ち取る
ことができる可能性があると思ひますが、それにつ
いての御答弁をお願いいたします。

○太田(誠)委員 もとより立法権は我々が国民か
らゆだねられたものでありますので、最終的な決
断は私どもがするということであつて、政府が提
案をされるものはあくまでも政府の提案であ
つて、立法院の最終結論ではないと思つており
ます。法制審議会についても同様であつて、法制
審議会は政府が参考意見を聴取する場所であつ
て、そこで正しい結論が出ることは今回の場合のよ
うに限らないわけでございますから、十分にその
ことは踏まえて、二年後には我々も重大な決意を
しなければいけないということもあらうかと思ひ
ます。

○正森委員 御答弁がございましたが、今回約一
か月近く審議しまして、法制審が一定の結論を出
した、それに対して内閣が責任を持つて法案を提
出した場合に、それを修正することがいかに困難
であるかということは、論議の過程あるいはお互

いの努力の中で身にしみたところであります。

それならば、いい結論が法制審の答申あるいは
内閣から出るということがわかつておればこれは
お任せしてもいいんですが、今回除かれた部分に
ついてはなかなか困難な場合もあらうかと思ひま
す。そういう場合には、国会がインシアチブをと
るということは十分に必要であり、場合によつて
は、もちろん今国会は終わりであります、うわ
さによりまして秋には解散・総選挙もあり得る
か。そうならばお互い再びこの場にリターンする
ことができるかどうか怪しいわけですから軽々
に言いませんが、当法務委員会等適切な場所にお
いて小委員会をつくつて、そして幅広く検討する
ということも可能な場合があり得るのではないか
と思ひます。

それについて、まず与党提案者の御意見を伺
い、さらに法務委員長の御決意を、もしよろし
ければ伺いたいと思ひます。

○細川(儀)委員 正森先生の御意見、ごもっとも
なところもございまして、私もとしては、理
事会で検討して決めていきたいというふうに思
ひます。

○加藤委員長 ただいまの正森成二君のお話、よ
く理解できますので、理事会に諮るようになら
します。

○正森委員 そのいずれの場合でも、法制審の場
合には当然のことながら日本弁護士連合会の会
員も参加しておりますが、しかし、その会員は必
ずしも日本弁護士連合会の大方の会員の意見に基
づいて発言されるには限りません。

したがって、日本弁護士連合会と最高裁判所と
そして法務省との間で、今いろいろな制度の問題
について三者協議が行われておりますが、このよ
うな民事訴訟法の内容についてもフランクに三者
協議を行う場合、私が言いました内閣提出ある
いは議員立法、いずれになるにせよ行われて、そ
してそれが法制審なりあるいは国会の小委員会に反
映されることが望ましいのではないかとというよう
に私は思ひますが、そういう点についての政府及

び与党修正案提出者の御意見を承りたいと思ひま
す。

○濱崎政府委員 法制審議会の民事訴訟法部会に
は、従来から裁判官それから日弁連推薦の弁護士
の委員が含まれておりまして、特に今回の改正作
業におきましては、その日弁連推薦の弁護士委員
の員数を増員するという措置をとつたところでご
ざいます。かつまた、この審議の過程におきまし
ては、日弁連の中にこの問題についての特別の委
員会というものを設けられて、その日弁連推薦の
弁護士委員の方とその委員会との連絡協議も密に
しております。

そういうことで、今回の審議におきましても最
終的に日弁連の、この問題につきましましては日弁連
のお考え方が通らなかつたということでございま
すが、その意見は十分に反映されたものというふ
うに理解いたしております。

今後、さらに今御指摘いただいている問題につ
きまして法制審議会でも審議するに当たりまして
は、日弁連とも十分協議をしながら、日弁連のお
考え方が法制審議会の部会の議論に一層反映され
るような方法を私ども事務局として考えてまい
りたいというふうに思つております。

○太田(誠)委員 私もこの法務委員会に長くおり
まして、たびたび法曹三者による協議ということ
をお聞きするわけでありまして。私は、この点につ
いて与党のほかの提案者の方々と意見が違つても
しませんが、法曹三者というのは、これは法廷
を舞台にして活躍をしておられる専門家の方々で
あります。この民法にしろ、この法務委員会でも
審議をする法案は広く国民全体にその影響が及ぶ
わけでありまして、専門家だけの話し合いで物
事を決めるというのはむしろ間違ひであつて、そ
れはあくまでも専門家の参考意見を聞いて、国会
としては広く国民を視野に入れた決定をしなければ
ならないと私は思つております。

なお、法曹三者のそれぞれのあり方でございま
すけれども、法曹三者といつても、法務省と最高

裁判所は、それ自体は行政機関と申しますか、政
府の機関のようなものでございまして、日弁
連、日本弁護士連合会とは性格を異にしておると
思ひまして、それがあたかも同じもののように三
者で協議をするというのは、特にそのような協議
を司法制度についてやるということについては、
司法制度について最終結論を出すのはあくまでも
法務委員会及び国会でありますから、その関係
はもう少し我々は勉強をし、まだ改善の余地があ
るのではないかとこのように私は考えておりま
す。

○正森委員 太田委員の独自の御意見を拝聴いた
しました。

その御意見については、私は大いに自分の説を
持つておりますけれども、時間が参りましたので
終わらせていただきますが、私の質問の趣旨もお
聞きいただいたら、後で速記録を調べていただい
てわかりますように、法曹三者の協議によつて民
訴訟法の原案を決めろというようなことを言つた覚
えは全くありません。それらの意見を参考にして
国会が決める、あるいは政府が法案を提出する
という意味で申し上げたことを付加して、時間でご
ざいますから私の質問を終わらせていただきます。

○加藤委員長 小森龍邦君。

○小森委員 まず、与党案に対して質問しま
す。

今回の改正案において、政府は文書提出の一般
義務化といひますが、一般化に向けてその枠を広
げたと答弁をされておりますが、与党はこの政府
答弁をどういふふうに評価されておりますか。

それから二番目といたしまして、単純に二百二
十号四号口を削除いたしますと、むしろ情報公開
の動きに逆行するのではないかとこの危惧を持
ちます。もう一つ、インカメラの導入について与
党の態度はどうも消極的に過ぎるのではないかと
思ひます。これは、思ひますというものは、いず
れもそういう疑問を投げかけて質問でございます。
それから三番目に、法案提出に当たつて、先ほ

ど来いろいろと各党の方が質問なさっておりますが、政府与党として、政府の出した、しかも審議会にかけました、そこで成案を得た法案をこういう形で修正なさるということは、合意の系統に何らかの欠陥があったのではないか、かように思います。その点はどのようなお考えでしょうか。

それから新進黨案に對しましては、新進黨としてお使いになっておられますこの修正案の中の公共の福祉という概念であります。公共の福祉は憲法第十三条の「個人として尊重される」というあの非常に重要な規定とどういう関係を持つと解されておられるか。

それからもう一点は、理由の陳明と説明という非常に複雑な手続をもって裁判所の提出命令に至るコースを描かれておられるわけですが、この二つは、裁判のスピード化という意味からいきまして、屋上屋となるのではないか、そんな危惧を抱きます。

それから共産黨案に對してありますが、「公共の福祉」という言葉と並びまして「國家の利益」という言葉が出ておりますが、「國家の利益」とは何か。

そして、これまた先ほど新進黨さんにお尋ねをいたしました「公共の福祉」ということにお使いになつておられますが、私の危惧するところは、例えば沖縄の基地の今日の違法状態に對しまして、政府はこれを公共の福祉なる言葉で悪用されております。そんなことに關連して、共産黨のお考えを尋ねたいと思います。

そこで、私の時間は極めて短い時間でございまして、ついでのことながら、私どもの原則について申し上げておきたいと思ひます。

証拠として必要とされる文書等につきましては、民間のものであつても公務員が保有するものでありまして、原則としてすべて裁判所に提出することにするべきであると思ひます。この点を法律に明記することが必要だと思ひます。この点を法律に明記すること、官公庁の承認を提出の要件とするということ、恣意をはびこらせることにな

る、したがってやめるべきである、こういうふうを考えます。

しかしながら、そういう原則に立ちまして、例外として、政治は生き物でありますから、考えなければならぬこともあるかと思ひます。文書の提出を拒むことができるのは、それが公共の重大な利益を害するものに限るべきである。

そしてまた、例外の二番目としては、裁判所は、提出拒否の文書について、前項の理由に当たるか否かを判定するため、当該文書の提出を求め、かつ、当該公務員に對して拒否の根拠について説明を求めることが必要であると思ひます。

さらに、例外の三番目として、裁判所は、当該公務員が文書等の提出を拒否し、または説明を拒否した場合、もしくは前記の理由に当たると思われない場合、当該文書の提出を命ずることができ、こうしなければ裁判の公正を担保することはできない。

以上が私どもの考えであります。三党の皆さんにそれぞれ御答弁をいただきましたと思ひます。

○枝野委員 答えたいします。まず、一般義務化の評価でございますが、政府原案でも、私文書については一般義務化ということとで大変大きな前進が見られたというふうに評価しておりますが、残念ながら原案では、公文書について、そのプラス面よりもむしろマイナス面の方が大きいということで、そのマイナス面を排除するために、一般義務化については二年間残念ながら先送りをさせていたのだ、こういった評価でございます。

それから、口を削除するというところで、確かに一般義務化そのものがきちんと導入されることに比べれば残念な部分が残りますが、これは二年間というめぐりで、しっかりとした期限を切つて考えております。私文書についての成果は十分確保して、そして後退ではないかという疑いの部分を削除しておりますし、また、これは裁判所が最終的に判断することでございますが、私文書について

一般義務化をされたという事実が前提としてあれば、例えば従来の三号文書についての拡張解釈と云われている部分について、より柔軟な判例がこの二年の間にみられるのではないかと、こういうことを期待していいのではないかと、思っております。

それから、インカメラについてでございますが、私文書については当然インカメラが入るわけでございますが、公文書についてのインカメラをどのように評価するかということについては、与党内でもいろいろ議論がございまして、私も、インカメラという手続で、当事者である私人が見ないで裁判所と行政だけで中身を見て決めるというところ、それとむしろオープンインデックスの手続の方がいいのではないかと、この二年の間もございまして、この点については、この二年の間に十分な議論をしていただいて、公文書についてどちらが適切であるか、進めていただければと思っております。

最後に、法案提出に至る経緯でございますが、これは与党三党の中でも若干見解が分かれる部分があるかと思ひますが、私どもの党は、委員会の審議を経て、委員会の中で必要があれば修正することもあるということとを前提として、閣議決定、提出に了解をさせていただきました。これは、ある意味では政府・与党一体という原則論からは違ふという御批判もあるかもしれませんが、逆に言えば、委員会の審議の意味、国会の委員会といういろいろなことを議論した上で最終的なことを決めるのであるという委員会、国会の権限あるいは国会の地位といったことを考えましたときには、場合によつてはこういった柔軟な措置ということもお認めいただける話ではないか。実際に、この法案については、委員会の審議でお互いの議論が、理解が深まった上で前向きな修正が図られることになったということで、立法院としての見識が示されたというふうに理解をいたしております。

○山田(英)委員 私どもの修正案は「公共の利益」という言葉を使つてございます。そういう観点からいたしますと「公共の利益」というのは、国民の生命財産の保全など、国民生活に直接関係するもので、広く社会全体の利益を意味する、この理解をいたしております。

憲法第十三条の「個人として尊重される」ということとの整合性でございますが、私は、公共の利益が確保されることが個人として尊重される前提といひます。バックボーンといひますか、また個人として尊重されるためには公共の利益というものがしっかりと守られていなければならぬ、こういう関係にあるのだらうと理解をいたしております。

それから、私どもが修正案で告示をいたしました提出命令手続につきまして、屋上屋ではないのか、あるいは訴訟上これが複雑で遅延の原因になりはしないかという御指摘でございますが、実は二点ございまして、まず、裁判所が監督官庁に意見を必ず求めなければならないという義務規定であれば、御指摘のとおり御懸念が出てくるかと思ひます。我が党修正案は、裁判所が判断して、求める必要があるかどうかということを決めることにしております。また、基本的に御懸念はないと存じます。また、説明のところも、必ず説明を監督官庁に求めなければならないという義務規定ではございません。これも、説明を求めるかどうかは裁判所の判断にゆだねられていという点から、その御懸念はないと思ひます。

それから、例えば地方自治法の百条の規定あるいは議院証言法並びに行政事件訴訟法などの規定ぶりを見ますと、いずれもやはり相当工夫をしておりまして、実際にレックスだけれども、もしそういうケースがあった場合どうかというのを例えばチャートにするとかというところになると、かなりやはりこういう似たような感じになつてまいりますが、既存の法律の規定ぶりなどを全く参考にせずに、何か私どもが独自に考えた、全く独自のいうことではございせん。既に幾つもの同様な規定がありということ

でございます。

それからいまだ一点でございますが、先ほどもちよつと触れましたが、例えば原子炉設置許可の申請手続書類とか、当委員会でもしばしば議論されました、監獄内で暴行を受けた、そのことで訴訟が起こされ、証拠としてカルテを出してもらいたい、こういう事件とか事例とか、あるいは今日の例で言えばHIV、薬害エイズ訴訟などに見られる厚生省の資料隠しとか、それから、やがて起こされるかも知れません住専訴訟などで、文書の所持者大蔵省、そこから出してもらいたいというようになことが起こるかも知れません。あるいは、北海道のトンネル崩落事故で国の道路管理の責任を問うような、そして管理日誌とかあるいは事故調査報告書とか、こういう公文書についても証拠として出してほしいというように、将来起こり得るかも知れません。あるいは、当委員会が参考人から述べられた健康茶、有害物質が出てきた、その情報開示の問題、あるいは処分場のゴムシートが破れて有害物質が土壌にしみ込んだ、その関係する文書、記録を出してもらいたい。例えばこういうものは、インカメラがきいていますので、大体裁判所は監督官庁から意見を求めるとか声明を求めるとかというところに進まずに、インカメラで審理をして、文書提出命令にほとんどがトタに行く、こういうふうには我々は思っております。

しかし、実際に判断するのは裁判所であり、必ずしも一方的には言えないかも知れません。しかし、それはそうであつて、意見を求める方に仮にいったとしても、疎明の理由に合理性がなければ、裁判所はそのまま文書提出命令を発令する、この辺でほとんどがおさまるのではないのか、こんな感じを持つておりますので、訴訟の遅延の要因にはなり得ないというふうに考えてございます。

○正義委員 小森先生の御質問にお答え申し上げます。私どもの修正案の文言についての御質問でございますが、私どもがこの文言を用いましたのは、文書提出命令について非常にすぐれた決定である、と御評価をいただいております家永教科書裁判における昭和四十四年十月十五日東京高裁決定及び伊方原発訴訟での高松高裁五十年七月十七日決定の文言、その中に「公表することによって国家利益または公共の福祉に重大な損失、重大な不利益をおよぼすような秘密をいう」というように定義して、それに該当しないということで文書提出を命令しておりますので、基本的に判例として一般に評価されておりますその文言を利用したわけでございます。

なお、さらに、「国家の利益」とは何かという御質問でございますが、一言で言うのは大変ですが、一般的に広く認められておりますのは、裁判所の合議の秘密、あるいは捜査上の秘密が国家の利益に当たるということは異論のないところであります。そのほかに、現在進行中の外交交渉等についてのいろいろの経緯も国家の秘密ということに該当するのではないかと、私どもは思っております。

「公共の福祉」と沖繩の基地の問題についての御質問でございますが、私どもも、沖繩の基地の問題を行ひました考え方については、我々は機関紙等で一貫して批判しております。ただ、公共の福祉という文言は、例えば憲法十三条で「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」という憲法上の文言になつており、憲法第十二条、第二十二條、二十九條等についても使われております。

私たちは、公共の福祉は、学説上いろいろございますが、その中で内在的制約説というのがあります。例えば、言論、表現の自由というのはもちろん尊重されるべきであります、その自由は他の自由から、他人の名誉の毀損をしてはならない、あるいは公衆の面前でわいせつな表現をしてはならないということを内在的に含んでおる。公共の福祉というの、それを理論的にあらわしたものであるという学説がありますが、基本的にはこの説をとるべきであると考えております。

以上で終わります。

○小森委員 ありがとうございます。

○加藤委員長 これにて両案及び三修正案に対する質疑は終局いたしました。

○加藤委員長 これより両案及び三修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。志賀節君。

○志賀委員 私は、自由民主党、社会民主党、護憲連合及び新党さきがけを代表して、ただいま議題となつております民事訴訟法案及び民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、自由民主党、社会民主党、護憲連合及び新党さきがけ提出の修正案及び修正部分を除く原案に賛成し、新進党及び日本共産党が提出された修正案に対し反対の立場で討論を行うものであります。

現行民事訴訟法は、大正十五年に全面的に改正されたまま今日に至つており、その間の著しい社会の変化や経済の発展に伴い、複雑、多様化する民事紛争に適合しない部分が生じております。民事訴訟を国民に利用しやすく、わかりやすいものとし、現在の社会の要請になつた適切なものとするため、新たな民事訴訟法を制定すること、極めて重要な意義を有するものであり、高く評価するものであります。

しかしながら、原案は、公文書については、現行民事訴訟法の証人尋問の規定及び刑事訴訟法の規定等を参照し、第二百二十条第四号ロの規定を設けることとしたため、公文書を提出するか否かの判断を監督官庁にゆだねることとなり、裁判所の司法審査が及ばないこととされております。

この点について、当法務委員会の審議を通じて、情報公開の精神と相入れない面があるほか、拡大解釈された場合、行政の提出拒絶の材料として使われるおそれがあることが指摘されました。

しかし、審議の経過にかんがみ、自由民主党、社会民主党、護憲連合及び新党さきがけ提出の修正案は、第二百二十条第四号ロの規定を削除するほか所要の規定の整備をすること、情報公開に対する国民の要請及び裁判所の審理促進に不可欠な証拠文書の拡大という原案の趣旨を踏まえ、情報公開制度に関して行われている検討と並行して、総合的な検討を行うこととしているものであり、妥当なものと考えます。

これに対し、新進党提出の修正案は、公務秘密文書の判断基準を厳格化し、監督官庁が文書の提出に応じない場合、裁判所が監督官庁に説明を要求できること等の、また、日本共産党提出の修正案は、公務秘密文書の判断基準を厳格化し、その判断を裁判所ができることとする等の内容であります。しかし、この問題は情報公開のありようと深く関係しているもので、その検討と並行してさらに総合的な検討を行う必要があります。

以上のことから、私どもは、新進党及び日本共産党が反対の意を表するものであります。

これをもちまして、私の討論を終わります。(拍手)

○加藤委員長 山本拓君。

○山本(拓)委員 私は、新進党を代表して、ただいま議題となりました民事訴訟法案並びに民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の原案及び新進党以外の修正案に対する反対の討論を行うものであります。

今回の民事訴訟法の改正は、民事訴訟を国民に利用しやすく、わかりやすいものとし、訴訟手続を現在の社会の要請になつた適切なものとするため、民事訴訟手続の改善を図ろうとするものであります。

しかしながら、原案では公務秘密文書に関し、その秘密該当性の判断は行政官庁の裁量にゆだねられ、司法審査が及ばないこととされております。しかし、情報公開の時代の流れを考えれば、

公文書の提出がどのように制限されていることはまことに遺憾なことと言わざるを得ません。

当法務委員会における審議により、公務秘密文書の秘密該当性の判断は、行政官庁にゆだねるべきでなく、裁判所が行うべきであること。裁判所の判断に資するため、原則として公文書もインカメラ手続の対象とすべきであること。公文書の提出は、広範囲にわたって行われるべきであること。公務秘密文書の秘密該当性の判断基準は、できる限り厳格にすべきであること等について、大方の意見の一致が見られているところであります。

新進黨は、これらの経緯を踏まえ、民事訴訟法案に対し、公文書提出義務を免除する要件を厳格化し、文書提示命令の対象に公務員の職務上の秘密に関する文書を加え、監督官庁が文書の提出に応じない場合、あくまで裁判所の判断で、裁判所が監督官庁に文書提出命令や監督官庁としての説明を要求することができることなどを内容とする修正案を提出しているところであります。

しかし、与党から提出された修正案は、公文書の提出義務についてその結論を先送りし、現行法のとおりとするばかりでなく、インカメラ手続の対象からも外した内容となっており、文書提出が一般義務化された私文書と著しい官民格差を生じさせているのであります。

これは国会の審議を無視するものであり、国会を軽視するものであり、到底賛同することができないわけであります。法律の内容確定に当たっては、国会における審議過程、経過及び内容が最大限に尊重されなければなりません。問題を先送りすることなく、法務委員会の審議の結論に従い、今国会において判断すべきものはきちっと判断するというのが重要であると考えております。

私は、新進黨の修正案のとおりになることが、情報公開の時代の流れの現状から見ても適切な案であるということを確認申し上げまして、討論を終わるものであります。(拍手)

○加藤委員長 正森成二君

○正森委員 私は、日本共産党を代表して、民事訴訟法案並びに民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について討論を行います。

法案審議の中で最大の争点となりました文書提出命令の問題については、エイズ訴訟などで情報隠しがいかに国民に不利益を与えるかが明らかにしたように、我が党は、原案のままでは、公文書を秘密扱いにし行政側の証拠隠しを助長するとともに、予定されている情報公開法の制定に対して否定的な影響を与えるとの見地から、日弁連などの意見も参考にしつつ、当該部分について修正案を提出した次第であります。

与党修正案は、世論の批判を受けとめて、公務秘密文書規定部分を全部削除し、そのほかの民間文書提出の一般義務化を維持し、かつ裁判所のインカメラ制度を認め、文書提出可否の決定権を裁判所が持つとしています。改善の策であり賛成であります。

しかし、これ以外の部分につきましては、国民の基本的な人権の擁護と裁判を受ける権利など、憲法の根幹にかかわる幾つかの問題点を含んでおり、十分な論議が尽くされたとはいえず、全体として反対せざるを得ません。

反対の第一の理由は、裁判の公開を制限する問題、口頭弁論の形骸化の問題であります。

法案では、非公開の弁論準備手続を導入するとともに、証拠の随時提出主義を制限、書証を重視し、結果として証人尋問や直接主義を軽視しています。弁論準備手続では、傍聴自由が原則となっておらず、争点整理が口頭弁論を空洞化するおそれがあるなど、重大な問題点を含んでいます。密室裁判と批判されていますが、公開の裁判で公正な裁判を受ける権利という民主主義の大原則に反するものであります。

訴訟遅延の主たる原因は、裁判官、職員の不足と物的設備の不備にあり、こうした点を改善しないで、訴訟促進を図るため、訴訟手続を効率化、省力化するしかないとして、裁判官の裁量的、職

権的な裁判運営を多用する内容になっているのは、本末転倒と言わなければなりません。こうした傾向は、当事者主義を後退させ、裁判の公正な運営を妨げ、国民の裁判を受ける権利を事実上空洞化させる危険をはらむものであります。

第二は、上告制限の点です。

最高裁判所は、憲法判断及び法令の解釈の統一という重要な任務を担っていますが、実質的に上告の理由のない上告事件が極めて多いとして、現行法で認められている「判決二影響ヲ及ボスコト明ナル法令ノ違背」の場合には、法令の解釈に関する重要な事項を含まない事件は、簡易な手続で上告を却下できるようにする裁量上告制度を導入し、全体として上告を制限しようとしています。

このことによつて、上告の大部分を占める審理不盡や経験則違背等を理由とする当事者の具体的救済を図る道を閉ざすことになり、現行の三審制や裁判を受ける権利を制限することになります。最高裁の負担軽減を理由に上告を制限することは、国民の裁判を受ける権利に重大な制限を加えるもので、これまた本末転倒です。

以上、主要な反対理由を述べましたが、そのほかにも判決書の簡略化、少額訴訟手続の創設等幾つかの問題点を指摘できますが、時間の関係で省略します。

以上の理由で、我が党提出の修正案及び改善策として与党修正案には賛成し、修正部分を除く両法案の本体には反対することを表明して、私の討論を終わります。(拍手)

○加藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○加藤委員長 これより採決に入ります。民事訴訟法案及びこれに対する三修正案について採決いたします。

まず、正森成二君提出の修正案について採決いたします。

○加藤委員長 起立少数。よつて、本修正案は否決されました。

次に、山田英介君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○加藤委員長 起立少数。よつて、本修正案は否決されました。

次に、太田誠一君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○加藤委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決されました。(拍手)

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○加藤委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、太田誠一君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○加藤委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○加藤委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○加藤委員長 ただいま議決いたしました民事訴訟法案に対し、太田誠一君外二名から、自由民主党、社会民主党、護憲連合、新党さきがけの共同

提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。坂上富男君。

○坂上委員 たいいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本案の趣旨につきましては、既に当委員会の質疑の過程で明らかになっておりますので、この際、案文の朗読をもってその説明にかえさせていただきます。

それでは、案文を朗読いたします。

民事訴訟法案に対する附帯決議(案)

政府は、次の諸点につき格段の努力をすべきである。

一 附則第二十七条の検討は、速やかに開始すること。

二 附則第二十七条の検討に当たっては

1 公務員の職務上の秘密に関する文書に関する、秘密の要件の在り方、提出義務の存否についての判断権の在り方及びインカメラ手続を含む審理方式について司法権を尊重する立場から再検討を加えること。

2 私文書に関する文書提出が一般義務化された事実を踏まえ、不合理な官民格差を生じない方向で再検討を加えること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ本附帯決議案に御賛同くださるよう、お願いを申し上げます。(拍手)

○加藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。
太田誠一君外二名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○加藤委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、たいいまの附帯決議につきまして、法

務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。長尾法務大臣。

○長尾國務大臣 たいいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、附則第二十七条に規定する検討を速やかに開始し、成案を得るべく最大限の努力を傾ける所存であります。

なお、本法律案の審議につきまして、終始大変御熱心に御審議をいただき、たいいま修正議決されましたことにつきまして厚く御礼を申し上げます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○加藤委員長 お諮りいたします。

たいいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○加藤委員長 次回は、来る十一日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時十分散會

民事訴訟法案に対する修正案(太田誠一君外二名提出)

民事訴訟法案の一部を次のように修正する。

第二百二十条第四号中「文書が」を「文書(公務員又は公務員であつた者がその職務に關し保管し、又は所持する文書を除く。が)」に改め、同号口を削り、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとする。

第二百二十一条の見出し中「申立て等」を「申立て」に改め、同条第三項及び第四項を削る。
第二百二十二条を次のように改める。

(文書の特定のたための手続)

第二百二十二条 文書提出命令の申立てをする場合において、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることが著しく困難であるときは、その申立ての時に於いては、これらの事項に代えて、文書の所持者がその申立てに係る文書を識別することができ、裁判所に對し、文書の所持者に当該文書についての同項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることを求めるよう申し出なければならぬ。

2 前項の規定による申出があつたときは、裁判所は、文書提出命令の申立てに理由がないことが明らかなる場合を除き、文書の所持者に対し、同項後段の事項を明らかにすることを求めることができる。

第二百二十三条第三項中「第二百二十条第四号イ、ハ又はニに掲げる文書」を「第二百二十条第四号イからハまでに掲げる文書のいずれかに改める。

附則第一条に次のただし書を加える。

ただし、附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

附則に次の一条を加える。

(検討)

第二百七条 新法第二百二十条第四号に規定する公務員又は公務員であつた者がその職務に關し保管し、又は所持する文書を對象とする文書提出命令の制度については、行政機關の保有する情報を公開するための制度に關して行われていく検討と並行して、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置は、新法の公布後二年を目途として、講ずるものとする。

民事訴訟法の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律案に対する修正案

民事訴訟法の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律案に対する修正案

する法律案の一部を次のように修正する。

第二十條のうち鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第三十四條第一項の改正規定中「第三項及び第四項」を「第二百二十二條」に改める。

民事訴訟法案に対する修正案(山田英介君提出)

民事訴訟法案の一部を次のように修正する。
第二百二十条第四号ロを次のように改める。

ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益に重大な支障を及ぼすこととなるもの

第二百二十二条を次のように改める。

(公務秘密文書に関する手続等)
第二百二十二条 裁判所は、公務員の職務上の秘密に関する文書について第二百二十条第四号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、当該監督官庁(衆議院又は参議院の議員の職務上の秘密に関する文書についてはその院、内閣総理大臣その他の國務大臣の職務上の秘密に関する文書については内閣、以下同じ。)に對し、当該文書の提出に應じるかどうかについての意見を求めることができる。この場合において、当該監督官庁が当該文書の提出に應じない旨の意見を述べるときは、その理由を陳明しなければならない。

2 裁判所は、前項の規定による疎明を理由がないと認めるときは、当該監督官庁に對し、当該文書の提出が公共の利益に重大な支障を及ぼす旨の声明を要求することができる。この場合において、当該要求後二十日以内にその声明があつたときは、当該文書は、第二百二十条第四号ロに該当するものとみなす。

第二百二十三条第三項中「イ、ハ又はニに掲げる文書」を削る。

民事訴訟法案に対する修正案(正藤成二君提出)

民事訴訟法案の一部を次のように修正する。
第二百二十条第四号ロを次のように改める。

ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により国家の利益又は公共の福祉に重大な不利益を及ぼすこととなるもの

第二百二十一条の見出し中「申立て等」を「申立て」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第二百二十二条を次のように改める。

(文書の特定のための手続)

第二百二十二条 文書提出命令の申立てをする場合において、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることが著しく困難であるときは、その申立ての時においては、これらの事項に代えて、文書の所持者がその申立てに係る文書を識別することができるとする事項を明らかにすれば足りる。この場合においては、裁判所に対し、文書の所持者に当該文書についての同項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることを求めるよう申し出なければならぬ。

2 前項の規定による申出があつたときは、裁判所は、文書提出命令の申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、文書の所持者に対し、同項後段の事項を明らかにすることを求めることができる。

第二百二十三条第三項中「イ、ハ又はニに掲げる文書」を削る。

平成八年六月十七日印刷

平成八年六月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K